

関係各位

藤枝市役所都市建設部住まい戦略課

藤枝市優良田園住宅建設計画の認定手続等に関する事務取扱要綱等の改正について

(お知らせ)

優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）の趣旨及び本市の優良田園住宅の建設状況等を踏まえ、藤枝市優良田園住宅建設計画の認定手続等に関する事務取扱要綱（平成29年藤枝市告示第204号。以下「事務取扱要綱」という。）及び藤枝市開発許可技術的指導基準（平成8年藤枝市告示第9号。以下「指導基準」という。）を下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

(1) 優良田園建設計画認定申請者（以下「申請者」という。）を住宅の建築主に限定する旨を事務取扱要綱第2条に明記しました。（市内全域対象）

これにより申請者は、住宅の建築主に相当する者に限定されます。

特に複数戸を建設（一団の住宅地を形成）しようとする場合、申請者が土地の造成と住宅の建設を一体的に行う計画のみが認定の対象となります。

(2) 大洲地区における複数戸の建設計画の場合、調整池を必置とする旨の規定を指導基準第5章第3節第1(1)に設けました。

2 改正後の要綱等の適用開始日

令和8年4月1日

改正前の要綱等に基づく優良田園住宅建設計画認定申請（以下「認定申請」という。）については、令和8年3月末までに提出してください。

ただし、複数戸に係る認定申請については、これに係る土地利用計画承認申請を令和8年3月末までに承認を受けたうえで認定申請することを要します。

問合せ先

藤枝市役所都市建設部住まい戦略課住宅政策係

電話番号 054-631-5750